

高知くらしの護身術

423

置き薬

契約で薬保管の義務

(2017年3月14日掲載原稿)

置き薬（配置薬）は業者から薬を預かり、次回の訪問時に使った分の薬の代金を支払うという形態で昔から広く利用されています。最近、断ったのに勝手に薬を置いていかれたという相談や薬の代金に関する相談が寄せられています。

【事例1】薬の販売事業者を名乗る人が来て、「置き薬を置かせてほしい」と言い強引に置いて帰った。必要がないので返却したい。

断ったのに強引に置いていかれた場合は、すぐに事業者に引き取りを申し出ましょう。置き薬の販売者は都道府県知事が発行した身分証明書の携帯が法律で義務付けられています。事業者名や連絡先をメモに残しておきましょう。

【事例2】過去に亡父が契約した置き薬の業務を引継いだという業者が訪ねてきた。10年間一度も来なかったので、薬は処分し、薬箱だけを保管していたところ、業者に薬箱に入っていた薬の代金を請求された。

このような場合、契約をしていた業者から、債権を他の業者に譲渡した旨を知らせる書面が送られてきます。債権譲渡通知書が届いていなければ支払う必要はありません。債権譲渡や事業の引き継ぎが行われたのかをきちんと確認するようにしましょう。

置き薬の契約をすると、消費者には置き薬と薬箱を保管する義務が生じます。業者の訪問がないまま使用期限を過ぎた薬でも、勝手に処分したりするとトラブルになる可能性があります。長期に渡って訪問がない場合や、配置薬の必要がなくなった場合は、業者に連絡して引き取ってもらいましょう。業者の連絡先がわからない、業者が引き取りに応じないなど困った時には消費生活センターに相談してください。